

事務連絡
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官
厚生労働省子ども家庭局保育課

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」
を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。別紙 1 参照。）が取りまとめられたことを踏まえ、具体的な対応方針を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 保育所型事業所内保育事業における満 3 歳以上の児童の受入れについて

事業所内保育事業については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 12 項第 1 号の規定に基づき、事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児（以下「乳幼児」という。）等又はその他の保育を必要とする乳幼児であって、満 3 歳未満のものの保育を実施する事業であるとともに、同項第 2 号の規定に基づき、満 3 歳以上の児童についても、満 3 歳以上の児童に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められるものについて、保育を実施することが可能である。

この「満 3 歳以上の児童に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情」については、「特定教育・保育等の費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項」（平成 28 年 8 月

23 日付け府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「留意事項通知」という。) 別紙 10 (特例施設型給付費・特例地域型保育給付費) IV(1)において、

- ・ 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合
- ・ 特定地域型保育事業を利用する 3 号認定子どもが、年度の途中で満 3 歳を迎えて認定区分が 2 号となったが、地域において 2 号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合
- ・ 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満 3 歳以降も、引き続き利用する場合

のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合としているところである。また、「事業者向け FAQ (第 7 版)」において、上記以外の事情として、兄弟で別々の施設に通園せざるを得ないことが該当しうることをお示ししている。

これに加え、事業所内保育事業のうち保育所型事業所内保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 43 条第 1 項に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)については、利用定員が 20 人以上とされており、個々の施設や地域の状況によっては、満 3 歳以上の児童に対する集団保育等の提供体制が確保されていると考えられるため、各市町村において、その他の地域の実情と照らし必要と認める場合においては、満 3 歳以上の児童の受入れが可能であるため、適切に運用されたい。

また、これら満 3 歳以上の児童を受け入れる場合においては、

- ・ 地域の実情に応じて、満 3 歳以上の新規の児童を受け入れること
- ・ 市町村と相談の上、予め満 3 歳以上の児童を受け入れることを見越して 0～2 歳の受入人数の調整を行うこと

は可能であるが、

- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守すること
- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。)第 52 条第 2 項の規定に基づき、満 3 歳以上の児童を含めた受入児童数の総数が、あらかじめ定められた定員の数を超えないこと
- ・ 同条第 3 項の規定に基づき、満 3 歳以上の児童についても、特定地域型保育事業を提供する場合と同様に利用申込者に対する重要事項を記した文書の交付、説明及び利用の同意等が必要となること

に留意されたい。

なお、保育所型事業所内保育事業については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市町村長が認める場合においては、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保を要しない旨の省令改正を行い、平成31年4月1日から施行することとしているところである。(別紙2参照)

ただし、この特例を活用し連携施設を確保しない場合にあっても、留意事項通知別紙8(事業所内保育事業(保育認定3号))IVの1に掲げる連携施設を設定していない場合に該当するものとして、公定価格の調整の適用を受けることに留意されたい。

2. 共同保育の実施について

留意事項通知においては、保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育を土曜日に実施した場合、公定価格の減額をしないこととしているところである。

この点、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合についても、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、土曜日に限らず実施することができる。

なお、お盆や年末年始等において共同保育を実施する場合についても、公定価格の基本分等が減額されることはないが、保育所等の公定価格は年間約300日間開所することを基本として設定されており、この観点からも園側の都合のみならず、保護者の利便性を考慮しつつ、適切に保育ニーズに対応する必要があることを念のため申し添える。

また、共同保育の実施に当たって留意すべき事項を以下のとおり示すため、適切な運用に努められたい。

- ① 共同保育により児童の受入れを依頼する施設(以下「依頼施設」という。)は、施設が所在する市町村及び共同保育により児童を受け入れる施設(以下「受入施設」という。)と、共同保育を実施する際の体制や安全対策、費用負担等について、十分に協議し、合意すること。

この際には、依頼施設と受入施設との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化するとともに、受入施設において、本来の業務に支障が生じない体制が確保されることを確認すること。

- ② 依頼施設は、共同保育の実施について、運営基準第20条の規定に基づく重要事項を記した文書等に記載の上、児童の保護者に対し十分な説明を行い、同意を得ること。

(別紙1)

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抄)

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(6) 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。

(関係府省：内閣府)

(7) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(i) 事業所内保育事業については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。

(関係府省：内閣府)

○厚生労働省令第四十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
 平成三十一年三月二十九日
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>(保育所等との連携) 第六条 (略)</p> <p>2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p>		<p>(保育所等との連携) 第六条 (略)</p> <p>2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第十六条（略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 一三（略）

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居室に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一（略）

二 子ども・子育て支援法第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 一五（略）

（連携施設に関する特例）

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第六条第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであつて、市町村長が適当と認めるもの（附則第三条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則

（食事の提供の経過措置）

第二条（略）

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳

（新設）

（食事の提供の特例）

第十六条（略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 一三（略）

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居室に限る。）附則第二条第二項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一（略）

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 一五（略）

（連携施設に関する特例）

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

（新設）

附則

（食事の提供の経過措置）

第二条（略）

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第二十二條に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しな

幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第三条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

いことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。